

IPM実践指標(施設トマト)

管理項目	管理ポイント	点数	チェック欄(注1)			解説書の有無
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況	
健全種子の確保	種子伝染性病害(かいよう病等)発生予防のため、消毒されている種子(市販種子ではラベルに記載)を使用する。消毒されていない種子は55℃の温湯に25分間浸漬処理を行う。	1				
適正品種の選定	病害虫の発生を予防するため、病害虫に対する抵抗性品種を作型と品質を考慮しながら選択する(台木含む)。	1				
健全苗の育成	病害虫の発生を予防するため、育苗には、病害虫汚染のない培土や資材を用いる。苗を購入する場合は健全苗を確保する。【必】	1				
	育苗中に病害虫の発生が見られたら、早期に防除、除去し、健全苗のみを定植する。【必】	1				
	健全苗育成のため、培土への施肥量を守るとともに、苗の生長に伴いポット間の間隔を広げて徒長を防ぐ。【必】	1				
	育苗中の過度のかん水は避け、適温管理に努め、高温多湿条件にならないようにする。【必】	1				
	育苗施設への害虫侵入を抑制するため、防虫ネット等物理的防除手段を講じる。【必】	1				○
ほ場の選択と改善	栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。ほ場の排水が悪い場合は高畝とする等対策を講じる。【必】	1				
栽培ほ場周辺の雑草管理	ほ場への雑草種子の持ち込みや雑草を発生源とする害虫の飛び込みを抑制するため、施設周辺の雑草防除(防草シート等)に努める。【必】	1				
施設内への害虫侵入防止措置	施設内への害虫の侵入を防止するため、栽培施設を紫外線除去フィルムで被覆する。(注2)	1				○
	施設内への害虫の侵入を防止するため、施設開口部に防虫ネット等を展張する。	1				
黄色灯の設置	ヤガ類の多い場合は、ヤガの活動抑制に施設内を一定程度以上の照度で照らせるよう、黄色灯を設置する。	1				
土 壌 消 毒	土壌病害やネコブセンチュウの発生が懸念されるほ場においては、植付前に土壌消毒を行う。	1				○
作物の栽培管理	必要に応じて土壌診断を受け、診断結果を参考にして適切な施肥を行い、過剰施肥を避ける。土壌pHを測定し、pHが低い場合には石灰質資材を施用して土壌pHを矯正する。	1				
	植え付けまでに雑草が発生した場合は、雑草の種子結実前に除草を行う。雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば生分解性マルチなどを利用する。	1				
	適正な栽植密度で定植する。また、適期に腋芽かき、摘葉等の管理を行う。【必】	1				
	品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝を行う。【必】	1				
	施設内が高温・多湿にならないように適正な灌水と適切な換気を行う。【必】	1				
	授粉昆虫を利用する。(注3)	1				

管理項目	管理ポイント	点数	チェック欄(注1)			解説書の有無
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況	
病虫害発生予察情報等の確認	病虫害防除所、農業改良普及センター、農業協同組合などが発表する病虫害に関する各種情報を入手し、それに基づき防除判断する。情報はファイルするなどして保管する。(注4)【必】	1				
病虫害防除の要否・時期の判断	施設内を見回り、病虫害の発生や被害を把握するとともに、気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。また、必要に応じて粘着トラップ等を設置し、害虫の発生動向を把握することで防除の要否、防除時期を判断する。【必】	1				○
	前作や近隣の作物、施設周辺における病虫害の発生状況を確認し、病虫害の発生を予測する。【必】	1				
農薬の使用全般	十分な効果が得られる範囲で最少の使用量となる最適な散布方法を検討した上で、生育量に応じた使用量・散布方法を決定する(注5)。【必】	1				
	農薬を使用する場合には、抵抗性管理のため特定の作用機構の農薬を繰り返し使用しない。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は使用しない。(注6)【必】	1				○
生物農薬の利用	適用のある害虫に対して、生物農薬(天敵昆虫)を使用する。	1				
	適用のある害虫に対して、BT(バチルス・チューリンゲンシス) 剤や微生物農薬(ボーベリア・バシアーナ剤等)を利用する。	1				
	適用のある病害に対して、微生物農薬(バチルスズブチリス剤等)を利用する。	1				
	天敵に影響の少ない選択性殺虫剤(BT剤、IGR剤他)を利用する。(注6)	1				
ほ場の衛生管理	罹病葉や果実、摘葉した葉等は放置せず、適切に処分する。ウイルス病、細菌病等回復困難な発病株は、発見次第、早急に抜き取って、埋却するなど適切に処分する。【必】	1				
	ウイルス病や細菌病の発生が懸念される場合には、発生を助長しないように器具、手の衛生管理を行う。前作において病害が発生したほ場では、必要に応じて、支柱などの資材を消毒する。	1				○
収穫後残渣の処理	収穫後残渣は病虫害の発生・伝染源となるため、適切に処分する。収穫終了後に施設内を閉め切り、蒸し込みを行うことは効果が高い。【必】	1				
作業日誌	各農作業の実施日、病虫害・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のIPMに係る栽培管理状況を作業日誌として記録する。【必】	1				
研修会等への参加	県や農業協同組合などが開催するIPM研修会等に参加する。【必】	1				
		合計 点数				
		対象 IPM 計 (注7)				
		評価 結果				

(注1)チェック欄では、未実施の場合は0、農薬未使用等当該管理ポイントが当該農家にとってチェックの対象外であった場合は「-」と記す。

(注2)授粉のためにクロマルハナバチを利用している場合は、飛翔が抑制されるので紫外線カットフィルムは使用しない。

(注3)花揚げがよくなるために、灰色かび病の発生が軽減できると考えられる。なお、セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、当該虫が外来生物法において使用が制限されているので注意する。

(注4)発生予察情報を利用したことが後でチェックできるように当該情報をファイルするなどした場合に点数を付けることができる。

(注5)育苗期、または定植時に粒剤等を処理すると、その後の病虫害の発生を効率的に抑制することができる。また、病虫害の発生が、ほ場の一部に限られている場合は、部分散布(スポット散布:使用する農薬は総使用回数を考慮)を実施することが適当である。

(注6)農薬の作用機構及び天敵への影響については、農作物病虫害・雑草防除基準を参照する。

(注7)当該年度の病虫害の発生状況などから対象となる管理ポイントの合計点数を記入する。たとえば、農薬を使用しない場合の「農薬の使用全般」や自分で育苗を行わない場合の「健全苗の育成」の管理ポイントの点数は対象にならない。